

関係法令および指針・規格集  
追加・修正箇所

## P. 13 : 追加

### 〔施行令〕

#### (作業主任者を選任すべき作業)

第6条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

- 1 高压室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業に限る。）

## P. 109 : 施行令第1条（定義）

- 5 第一種圧力容器 次に掲げる容器（ゲージ圧力 0.1Mpa 以下で使用する容器で、内容積が 0.04 m<sup>3</sup>以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 1000mm 以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力を Mpa で表した数値と内容積を m<sup>3</sup>で表した数値との積が 0.004 以下の容器を除く。）をいう。
  - イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの（ロ又はハに掲げる容器を除く。）※ 作業主任者選任は **5 m<sup>3</sup>超過**
  - ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの ※ 作業主任者選任は **1 m<sup>3</sup>超過**
  - ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの ※ 作業主任者選任は **1 m<sup>3</sup>超過**
  - ニ イからハマまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器 ※ 作業主任者選任は **1 m<sup>3</sup>超過**

## P. 159 : 5. 特別教育

### (特別教育を必要とする業務)

則 36 条 法 59 条第 3 項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

#### 〔改編:各号について作表〕

No.	業務の内容	教育を要する規模等
1	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	
2	動力により駆動されるプレス機械の金型、シャアの刃部、プレス機械・シャアの安全装置・安全囲いの取付け、取外しまた調整の業務	
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	
4	高压、特別高压の充電電路、電路の支持物の敷設、点検、修理、操作の業務、低圧の充電電路の敷設、修理、配電盤室・変電室等区画された場所に設置する低圧のうち充電部分が露出している開閉器の操作	<b>低圧50V以下は、不要</b>

## P. 164 : 条文追加

### (厚生労働大臣の審査等)

第 89 条 厚生労働大臣は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による届出（次条を除き、以下「届出」という。）があった計画のうち、高度の技術的検討を要するものについて審査をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の審査を行うに当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の審査の結果必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

- 4 厚生労働大臣は、前項の勧告又は要請をするに当たっては、あらかじめ、当該届出をした事業者の意見を聴かなければならない。
- 5 第2項の規定により第1項の計画に関してその意見を求められた学識経験者は、当該計画に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**P. 196 : 脱字による修正**

**(荷役装置の安全率等)**

**第12条** ストラドルキャリアの荷役装置（油圧又は空気圧装置で直接つり上げ又は持ち上げる構造のものを除く。以下この条において同じ。）に使用するつりチェーン又はワイヤロープは、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

**P. 241 : 機械の包括的な安全基準に関する指針「使用上の情報」を追加**

**(5) 使用上の情報**

- 1 使用上の情報の内容には、次に定める事項その他機械を安全に使用するために通知又は警告すべき事項を含めること。
  - (1) 製造等を行う者の名称及び住所
  - (2) 型式又は製造番号等の機械を特定するための情報
  - (3) 機械の仕様及び構造に関する情報
  - (4) 機械の使用等に関する情報
    - ア 意図する使用の目的及び方法（機械の保守点検等に関する情報を含む。）
    - イ 運搬、設置、試運転等の使用の開始に関する情報
    - ウ 解体、廃棄等の使用の停止に関する情報
    - エ 機械の故障、異常等に関する情報（修理等の後の再起動に関する情報を含む。）
    - オ 合理的に予見可能な誤使用及び禁止する使用方法
  - (5) 安全防護及び付加保護方策に関する情報
    - ア 目的（対象となる危険性又は有害性）
    - イ 設置位置
    - ウ 安全機能及びその構成
  - (6) 機械の残留リスク等に関する情報
    - ア 製造等を行う者による保護方策で除去又は低減できなかったリスク
    - イ 特定の用途又は特定の付属品の使用によって生じるおそれのあるリスク
    - ウ 機械を使用する事業者が実施すべき安全防護、付加保護方策、労働者教育、個人用保護具の使用等の保護方策の内容
    - エ 意図する使用において取り扱われ又は放出される化学物質の化学物質等安全データシート
- 2 使用上の情報の提供の方法は、次に定める方法その他適切な方法とすること。
  - (1) 標識、警告表示等の貼付を、次に定めるところによるものとする。こと。
    - ア 危害が発生するおそれのある箇所の近傍の機械の内部、側面、上部等の適切な場所に貼り付けられていること。
    - イ 機械の寿命を通じて明瞭に判読可能であること。
    - ウ 容易にはく離しないこと。
    - エ 標識又は警告表示は、次に定めるところによるものとする。こと。
      - (ア) 危害の種類及び内容が説明されていること。

- (イ) 禁止事項又は行うべき事項が指示されていること。
  - (ウ) 明確かつ直ちに理解できるものであること。
  - (エ) 再提供することが可能であること。
- (2) 警報装置を、次に定めるところによるものとする。
- ア 聴覚信号又は視覚信号による警報が必要に応じ使用されていること。
  - イ 機械の内部、側面、上部等の適切な場所に設置されていること。
  - ウ 機械の起動、速度超過等重要な警告を発するために使用する警報装置は、次に定めるところによるものとする。
  - (ア) 危険事象を予測して、危険事象が発生する前に発せられること。
  - (イ) 曖昧でないこと。
  - (ウ) 確実に感知又は認識でき、かつ、他のすべての信号と識別できること。
  - (エ) 感覚の慣れが生じにくい警告とすること。
  - (オ) 信号を発する箇所は、点検が容易なものとする。
- (3) 取扱説明書等の文書の交付を、次に定めるところによるものとする。
- ア 機械本体の納入時又はそれ以前の適切な時期に提供されること。
  - イ 機械が廃棄されるときまで判読が可能な耐久性のあるものとする。
  - ウ 可能な限り簡潔で、理解しやすい表現で記述されていること。
  - エ 再提供することが可能であること。